

# 居住環境の歴史についての課題

丸 山 茂

## はじめに

今日、住宅をとり巻く生活の環境を幅広く捉える枠組みとして「居住環境」という言葉がしばしば用いられるようになった。すでに大学の学科名称や授業科目名にも散見され、近い将来に新たな学問領域を形成することが予想される。建築学が建築史をもち、都市工学が都市史を持っているように、やがて「居住環境」学も居住環境の歴史を記述することになるだろうが、その準備段階として、従来の歴史記述とどのように異なるかたちでその記述が可能となるのか、考えてみたい。

## 「居住環境」とはなにか

居住環境の歴史を構想するにあたって、まずその対象とする「居住環境」とはなにかを明らかにしなくてはならない。「居住環境」は、言葉としては比較的新しい造語のようである。また、その意味も「居住」の「環境」から派生してきわめて広範な内容を含んでおり、逆にいえばそれほど明確な概念として定着してはいない。

用語としては都市計画法に現れる用例が比較的早いと考えられ、旧都市計画法第14条に対する昭和38年の全面改正で現れる。すなわち、「都市計画区域内における土地については健全なる住宅市街地の開発及び居住環境の良好なる住宅地の大規模なる供給を図るため新住宅市街地開発法の定める所により新住宅地開発事業を施行することを得」とある。この「居住環境」の語は新しい都市計画法（昭和43年）にも引き継がれ、第13条2項で「都市計画は、当該都市の住民が健康で文化的な都市生活を享受できるように、住宅の建設及び居住環境の整備に関する計画を定めなければならない」と記される。これら、都市計画法に記される「居住環境」は、新法で「住宅の建設」と対比されていること、また都市計画法自体が都市の物的環境を改善するための法律であることを考え合わせると、建築物としての個々の住宅の性能を除いた、住宅周囲の物的環境、道路・公園・学校などを指すと考えられる。昭和38年ころにこのような概念が法律に盛り込まれたのは、当時の、大規模団地の建設やニュータウンの計画の始まりと無関係ではないであろう。戦後の既存市街地内での集合住宅建設が行き詰まり、住宅不足の解消のために住宅のほかの近隣施設もふくめた大規模な開発計画を実施せねばならぬ状況に至っていたからである。建築基準法が個々の建物単体、住宅の性能を対象とするのに対して、都市計画法は、住宅が集合することによって形成される近隣の物的

な集積の仕方を「居住環境」と定義し、都市全体の道路計画などのマクロな課題のほかに、具体的な限られた範囲の地域環境についても対象とすることを明記したものと考えられる。この都市計画法に「居住環境の整備」が明記されたことにより、都市政策の一部として具体的な施策が計画実行されることになるが、その内容は現在大変に多様なものとなっているのでここでは触れない。

今日用いられる「居住環境」は、この法律上の用例とは別の流れが一方に存在する。それは、「住宅」→「住居」→「居住」という、「いえ」を指し示す言葉の変化と「環境」との結合である。明治の近代化以降、「いえ」は一般に住宅と呼ばれた。これは、建設物としての物的存在を表現するものである。「住居」の用例が一般化するのはおそらく大正時代ころからで、中産階級の形成により住宅内で行われるのぞましい（欧米的な）生活様式に関心がもたれるようになってからであろう。住宅という構造体とそのなかで行われる生活をあわせる概念として「住居」の語が使われる。しかし、現実の「住宅」で行われる生活が研究されて「住居」がその内実を学術としてもつのは戦中期の西山卯三による住まい方調査を待たなければならない。戦後、新制大学の発足にともなって、家政学部のなかに住居学科が次第に設置されるようになる。その内実は工学部建築学科の住宅版に異なるものであったが、方向性としては住宅を作る立場ではなく、使う立場からの分野の確立を目指すものであった。その後、住居計画学、住居管理論など新たな学術分野の構築に努力する分野がある一方で、住居構造、住居設備など、従来の住宅を住居に置き換えただけで内容の変化しない学術分野もあった。ともあれ、「住居」は住宅のなかで行われる生活を含む概念として世に広く用いられるようになる。

この間、「住居環境（学）」という用語が造語されるが、これは旧来の建築分野における空気調和設備・給排水設備・電気設備等が1960年代後半からの公害問題による「環境」への社会的注目を受けて「建築環境学」という名称に改めたことを受けた変更で、内容はそれまでの「住宅設備」「住居設備」と異なるものではなかった。その一方で同じ頃に「住環境」という言葉が現れる。これは、学術概念としてはそれほど定着しなかったが、従来の「いえ」の敷地のなかに限定される生活を「住まい」の「環境」とすることでその対象をこれまでより拡大しようとする意欲を示す名称であった。しかし、以上の流れのなかから「居住環境」が発展的に生まれたとは言いがたいところがある。

「居住」という言葉は新しい言葉ではない。居住権・居住地・住民などの言葉は以前より存在したであろうが、名詞として単独で用いられることは少なく、また「居住」という動詞の用例もあまりなじみがあるとは考えられない。上掲の熟語で明らかのように、「居住」は熟語として権力や制度と対立する場で用いられ、住民の住もうとする意志をあらわすニュアンスが強い。この「居住」が上掲の「住居」から変化する兆しは住居学・建築学の内

部ではそれほど明確ではない。結果として「居住」の用語の定着に最も大きな影響を与えたのは、1987年の「国際居住年」であろう。

国際連合は、国際社会が1年間を通じて取り組む1つの共通した問題を毎年国連総会の場で国際年として決定してきた。1987年はInternational Year of Shelter for the Homelessとなったが、それに日本では「家のない人びとのための国際居住年」という訳を充てた。国際年については、各国政府は官民合同の国内委員会を設立して、行動計画を作成するよう要請されるので、日本においても各種の会議が持たれ、またメディアを通じて喧伝されたが、単に「国際居住年」とされることが多かった。それまでにそれほどなじみのなかった「居住」の語が社会や学会に定着した。なぜホームレスの人びとへのシェルターに「居住」の語を充てたかは想像するしかないが、発展途上国の、劣悪な住まいの状態を表現する日本語がなかったのであろう。「国際住居年」、「国際住宅年」では趣旨に適合しないことは明らかである。この用例によって、「居住」の新しい意味が引き出される。それは、一人ひとりの個別な住まい方ではなく国家・民族・地域など集団全体の住まい方を対象とし、しかもその住まい方が必ずしも良好とはいえない場合に用いる、というニュアンスである。地域という用語が物理的空間の広さとして「いえ」を拡大するものであるとすれば、「住居」という言葉がやはり一義的に一棟の住宅から離れがたいのに対して、「居住」は同じような住まい方をする人間の集団の側から「いえ」を拡大することとなった。こうした意味合いの普及は、たとえば従来「住宅水準」と呼ばれていたものが近年「居住水準」と言い換えられつつあることにも現れている。「居住」は、「うさぎ小屋」といわれる現代日本の良好とはいえない一般的な庶民の住宅を取り巻く諸問題を括る概念として、従来のややもすれば中産階層を対象とする「住居」とは異なる意味合いをもって用いられるようになる。そのような広がりからすれば、「居住」が「環境」の語と結びついて「居住環境」という熟語を作り出すのは自然の流れであっただろう。日本では、60年代以降、環境問題の高まりのなかで、「都市環境」「地域環境」「近隣環境」「住環境」など、住宅群を括るさまざまな概念を提示してきたが、「居住環境」の出現によって、住民に立脚した運動論的な住まいに関する概念を獲得したことになる。

「居住環境」は、現在漠然と、またさまざまに用いられており、どれが適正な用語であるかという問題は立てられないのであるが、自覚的に使用する場合には各人がその意味合いを明らかにすることが必要である。筆者の場合は、以上の考察から、恵まれた住居環境を獲得している国や一部階層を除いた、地球上の多くの人間の、良好とはいえない住まいの環境を向上させるための概念と考えたい。これら居住環境の問題は自然発生的なものではなく都市の、特に産業革命以降発生する政策的・人為的なものである。

## 居住環境の歴史とは

現在、「居住環境の歴史」に近い分野として、建築史のなかの「住居史」と建築史・日本史のなかの「都市史」がある。両分野とも史料が限られているので歴史的記述をその目的に照らして十分に展開できているとはいえないが、すでに長い歴史を持つ「住居史」の場合でも、その記述対象は古代から近代に至るまで、天皇・摂関家・将軍・大名・上層農民・上層都市ブルジョアジーの住宅の解明を主要な内容としており、史料がないとはいえず、その記述の偏りは明らかである。「都市史」は発足して30年程度の新しい分野であるので、時代による都市の変化を明らかにすることと、都市全体の物的な構造を明らかにする段階で、いまだ都市住民の住生活の諸相に立ち入るまでには精密化していない。それぞれの学問分野にはそれぞれの目的があるので、居住環境の歴史記述を既成の学問分野に期待することは難しいであろう。それらの周辺に位置する研究成果を居住環境の理念に照らして編成しながら新たな研究を模索することで、新しい居住環境の歴史が現れてくると考える。

居住環境の歴史とはなにか。それは、「居住環境」が現在のわたしたち大多数のおかれている良好とはいえない居住の環境と考えるならば、そのような状況になぜ立ち至っているのかを歴史的に明らかにするものでなければならない。わたしの、わたしたちの祖先がどのような居住環境をたどって、いま、わたしたちがここに住むようになったか。たとえば現代の東京でいえば、下町と呼ばれる地域はなぜ現在も良好とはいえない木造住宅の密集地域として存続しているのか、わたしたちはなぜ都心から遠い地域の住宅から通勤・通学しなければならないのか、なぜわたしたちは、「うさぎ小屋」といわれるような狭い住宅しか住めないのか。現在のわたしたちが住み・住まわされている環境が、今日の政府が暗に誘導するような、本人の甲斐性の問題であるのならば、居住環境の問題は日本でも世界でも解決しない。住民による集団的な居住環境の向上の要求が現代において世界でも日本でも実現されがたい現状であれば、そのように放置され、現状に立ち至った政策上の問題の考察が、居住環境の歴史にとってまず中心の軸となる。既存の分野でこの課題にもっとも近いのは、「住宅問題（ハウジング）」の分野における歴史的な考察である。

日本における「都市問題」の歴史的記述は、日本が産業革命を終え、スラムの問題が発生してきた大正以降を対象とし、その時どきの住宅問題の摘出と背景の考察および主要な住宅対策の確認を、その内容としている。背景としては、資本主義社会の成熟度や経済情勢・政治情勢による人口移動や住宅の不足が検討され、対策としては法整備や各種機関の設立、金融政策が検討されている。このように、現実の居住環境は、政治・経済・社会のさまざまな要因が関係しており、その分析の方法は居住環境の歴史も引き継ぐべきものである。一方不足するものもあることは明らかで、その第一点は、具体的な居住環境の解明である。「住宅問題」ではこの考察が多く統計の処理にとどまっており、現実の家屋の形態やその集合の形式

など、どのような空間に居住していたかという具体相が明らかとなっていない。しかし、この課題は「住居史」が本来解明すべき課題で、庶民住宅の研究として個別の成果は近年散見されるようになったが、まだその緒についた段階である。また、都市への人口の集中は江戸時代にはすでに起こっており、現在の都市の骨格は江戸時代に形成されていることを考えれば、大正時代以降にとどまることなく、現在の居住環境へ現実的なつながりが確認できる、江戸時代まで考察の範囲を延ばすことは不可欠であろう。この方面は、今後の都市史の研究に期待する面が大きい。

新しく「居住環境の歴史」が書かれるとするならば、住居史・都市史の方法により一般大衆の居住に関する具体的資料を発掘しながら、住宅問題の方法を参考として解明を進めることが、とりあえずの方法として現実的であろう。

### 居住環境の歴史・その枠組み

現在、居住環境の歴史を述べるには、具体的な資料にかけるのであるが、上層ではない一般大衆に視点を据えれば、以下のような人口動態に従ってその居住環境が解明されるべきように考える。

江戸時代から敗戦に至るまでの日本は、農村人口が過半を占める（農村社会における階層別の住居は上層農民をのぞいてほとんど明らかではない）。農村では階層が固定し、中下層の農民は経営を拡大できずに、余剰の家族を都市へ送り出した。都市に流入した人口は、都市の下層住民を形成した（人口構成では都市住民の大半である。彼らの居住は江戸時代については長屋として一部解明されている。近代以降の居住の実態については未解明の状態といつてよい）。都市で生業を確立できない人間は、再び農村に戻って下層の農民を形成した。これらの歴史を通じて、わたしたちの祖先は、決して良好とはいえない居住環境をなかなか抜け出すことができなかった。わたしたちの多くが、曲がりなりにも住むに耐える居住環境を手にするようになるのは、敗戦後復興を経た高度経済成長期の後で、各人がもっぱら自分だけの努力でやっと獲得したのが現在のわたしたちの住まいなのである。

このような流れのなかで、なぜ政府は無策であったのか、居住環境の改善を阻んできた要因は何なのかを考えることで、日本の居住環境が世界の居住環境と問題を共有できる視点を獲得できると考える。